

保護者の皆様へ

仙台市子供未来局運営支援課

保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る予防措置及び発生時の対応について（令和4年6月7日改訂）

保護者の皆様におかれましては、日頃から保育所等における新型コロナウイルス感染症対策にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、市内の感染者数は減少傾向が見られるものの、依然として高い値で推移しており、オミクロン株による感染拡大が続いております。

このような状況の中、保育所等は、感染予防措置を十分に講じたうえで、原則として引き続き開所いたしますが、保護者の皆様におかれましても、下記の感染予防措置等につきまして、一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

I. 新型コロナウイルス感染症に係る予防措置について

1. 保育所等における感染対策について

- 手洗いや手指消毒、職員のマスク着用の励行、施設や玩具等の消毒、こまめな換気などの基本的な感染予防対策を引き続き徹底します。
- お子様の体調について、健康観察や検温を丁寧に行い、保護者の皆様との情報共有に努めます。登園後、お子様に発熱やのどの痛み、咳などが認められ、保育所等から保護者の皆様に連絡があった場合は、お子様を迎えに来ていただきますようお願いいたします。
- 行事を実施する際は、手指消毒、こまめな換気などの対策を講じるとともに、座席の間隔確保や時間短縮、クラスごとの分散実施等、密を回避するため、実施方法を随時見直していきます。状況によっては直前の延期や中止とする場合もあります。
- 保育所等を利用する子どもにマスクの着用を一律には求めないこととしておりますが、集団での発声や歌唱等を伴う活動を行う際は、十分な間隔確保や向かい合わないなど配置を工夫するようにしています。

2. ご家庭内で気をつけていただきたいこと

- 毎朝お子様の体調の観察や検温を行うなど、健康管理にご配慮願います。また、発熱、のどの痛み、咳などの呼吸器症状が見られる場合など体調が優れない場合は、保育所等への登園は控えてください。
- 保育所等を休ませる場合は、症状（発熱、咳、のどの痛み、だるさ等）についても併せて保育所等にお知らせ願います。
- 同居のご家族に発熱、のどの痛み、咳など体調の変化が見られる場合についても、可能な限りお子様の登園を控えていただきますようお願いいたします。
- 冷暖房や空気清浄機を使用している場合であっても、こまめな換気が必要です。
- ワクチンを接種することにより、発症予防、重症化の予防が期待できます。子どもを感染から守るためには、周囲の成人が免疫を獲得することが重要ですので、早期に接種されることをお勧めします。

3. 相談窓口について

- 仙台市・宮城県では、新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）を設けています。発熱やのどの痛み、咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、強いだるさ、息苦しさなどが見られる場合には、かかりつけ医または下記コールセンターにご相談ください。

仙台市・宮城県の受診・相談センター（コールセンター）

電話番号：022-398-9211（24時間受付）

※聴覚に障害のある方等、電話での相談が難しい方については、ファクス（022-200-2965）でも受付をしています。

II. 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応について

1. 臨時休園、登園回避要請の取り扱い等について

- 感染者が発生した場合、保育所等を臨時休園とするなどの対応をとる可能性があります。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された児童は、他者への感染の恐れが無いと判断されるまでは登園を回避いただくよう、仙台市から保護者へ要請します。
- 臨時休園を行う場合、施設内の消毒やその後の体調把握等に要する日数を勘案して、概ね数日から1週間程度を想定しています（認可施設の場合は、施設の規模、陽性者の人数、最終登園日、施設内の滞在時間や行動範囲等を踏まえて仙台市が決定します。認可外保育施設の場合は、設置者にお問い合わせください。）

2. 保健所の疫学調査の取り扱いについて

- この度、保健所の疫学調査の取り扱いが変更となり、保育所等における疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定・行動制限を実施しないこととなりました（公立保育所は6月10日から、民間保育施設等は6月13日から）。
- 今後、保育所等で感染者が発生した場合には、感染者との接触の度合いが高いと思われる児童の有無について各施設が確認を行い、対象となる児童がいた場合には施設から保護者へ連絡をいたします。
- 感染者との接触状況を確認するためには、発症日の情報が必要です。保健所から発症日の特定について連絡があった場合には、速やかに施設までご報告いただくようお願いいたします。
- なお、保健所より、保育施設において感染者が発生した場合の留意点について、以下のとおり示されておりますのでご確認くださいませようお願いいたします。
 - 保育施設で感染者と接触があったことのみを理由として、登園や出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
 - 症状がある場合には、速やかに医療機関を受診すること。
 - 保育施設で感染者と感染可能期間における接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えること。

III. PCR検査等に係る情報提供のご協力について

- 保育所等の園児や職員の陽性が判明した場合には、臨時休園等の対応をとることが見込まれます。
- そうした対応等への備えを円滑に行う観点から、下記のとおりご協力をいただきますようお願いいたします。

利用する保育所等への情報提供にご協力ください

- ・ お子さんやご家族等が、陽性者の濃厚接触者として特定された場合
※保育所等における濃厚接触者の特定は行いませんが、同居家族の濃厚接触者の特定は引き続き行います。
- ・ 上記以外であっても、お子さんやご家族等がPCR検査を受けることとなった場合
- ・ 上記による検査の結果陽性が判明した場合

※個人情報各保育所等で厳重に管理いたします。また、本人の同意なく個人が特定される形で公表することはありません。

仙台市子供未来局運営支援課
電話：022-214-8179（認可保育施設）
-8487（公立保育所）
-8977（認可外保育施設）